

平成18年度早稲田大学国際会議等開催助成費採択課題

東アジアにおける産業財産権紛争の 裁判上の処理に関する国際セミナー (台湾編) 講演録

これまで、早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所知的財産法制研究センターでは、台湾知財分野の第一線で活躍している研究者・実務者とともに、知的財産紛争判例データベースの構築や、台湾の知的財産法紛争解決に関する実態調査研究を行ってきた¹⁾。

今回の国際セミナーは、これまで共に研究をしてきた研究者・実務者を招聘し、これらの調査内容をテーマとしたアジアセミナーを開催することで、多くの関係者と理解を共有する場を設けることを目的としたものである。当初は、本総合研究所単独での開催を予定していたが、社団法人日本知財学会が主催する学術研究発表会について、早稲田大学が2006年度の開催校となったことから、学会での共催セッションとして開催することとした(2006年6月18日(日曜日)10時-12時。於・早稲田大学理工学部キャンパス52-301教室)²⁾。

当日の会議は、本国際セミナーの学内代表者を司会として、台湾から招聘した3名の招聘講師である、国立台湾大学法学院の謝銘洋教授(『台湾における知的財産権法の変革』)、徐宏昇律師事務所所長の徐宏昇弁護士(『台湾の知的財産権制度の新たな展開』)、台湾板橋地方裁判所の周舒雁裁判官(『台湾知的財産法院の発展』)からそれぞれ御講演をいただいたのち、それらの報告内容をふまえたパネルディスカッションと質疑応答が取り交わされた。パネルディスカッションでは、ワシントン大学ロースクールの竹中俊子教授(本

学大学院法務研究科客員教授)に加わっていただくとともに、本学法学学術院の渋谷達紀教授にモデレータをつとめていただいた。なお、言語は中国語と日本語の同時通訳により実施した。

当日の会場は、雨降る日曜日の朝にもかかわらず、招聘講師の他にも、数多くの専門家の参加を得ることができ、台湾有識者の知見を共有することができたと感じている。アジア地域の学術的なハブとして確固たる地位を占めたいと思う本学を揺籃として、台湾の研究者を含めた多くの関係者とともに知財分野における「知の共創」を図ることができたと自負している。

以下の原稿は、この会議でのパネルディスカッションおよび質疑応答を含めた全内容についての講演録であるが、脚注については、別途、文責者の方で付した。

講演録の整理にあたっては、テープ起こし原稿と中国語音声との照合について、知的財産の専門用語の確認も含めて、早稲田大学大学院法学研究科修士課程の陳柏均君にご協力を仰いだ。また、判例データベース構築事業で尽力してきた青柳由香さん(財団法人知的財産研究所特別研究員・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程在学)には、台湾の先生方の招聘のコーディネートについて苦勞をおかけした。心よりお礼申し上げる次第である。

(文責：高林龍・今村哲也)

早稲田大学大学院法務研究科教授，早稲田大学知的財産法制研究センター・センター長 高林 龍
早稲田大学法学学術院教授 渋谷達紀
ワシントン大学ロースクール教授，早稲田大学大学院法務研究科客員教授 竹中俊子
国立台湾大学法学院教授 謝 銘洋
除宏昇律師事務所所長，弁護士 除 宏昇
台湾板橋地方裁判所裁判官 周 舒雁

○高林（司会） おはようございます。日曜日の朝，10時，雨が降っている。かつ，理工学部の建物は，私もメインキャンパスにいるもので何回も来たことがないので迷ってぐるぐるしてしまいました。そういうことがありまして，出席に応募していただいている中でもまだ来ていない方が何人もいます。今日も12時までという時間の制限がありますので，これから私たちの企画である「東アジアにおける産業財産権紛争の裁判上の処理に関する国際セミナー」，台湾バージョンを開催させていただきます。

私たちは今日講演していただく台湾大学の謝先生，徐弁護士，周裁判官，3人のご協力を得て，台湾の知的財産判例の英訳データベース300件分を完成し，すでに私たちのホームページにアップロードしています³。そのような手順を踏んで完成したデータベースのお披露目と，そこでご協力いただいた先生を招聘して，台湾の知的財産訴訟についてこれからセミナーを行っていきたいということです。

私たちはこの前，中国のものもやりました⁴，タイのものもやりました⁵。そういう連続のものですが，本日は知財学会の一つのセッションとして位置づけさせていただきました。これは私たちの企画について早稲田大学の国際会議資金を頂戴していますので，早稲田大学が主催する企画の一つとして位置づけさせていただきました。

今日の予定ですが，裁判官，学者，弁護士の三先生から，それぞれの専門分野，裁判官は裁判官的なところから，学者は学者的なところからお得意のところについて25分間の

プレゼンテーションをしていただきます。その後も時間がないので，休憩はしない予定です。連続2時間行っていきます。そのあとで私たちのコーディネーターをやっていただく渋谷先生，ワシントン大学教授でもある竹中先生からコメントをいただき，全員が関わったかたちでさらに議論を深めていく。ディスカッションを25分程度やって2時間，12時で終わらせたいと思います。以上の次第で進めてまいりますので，皆さん，ご協力をよろしく願います。

それでは最初に，国立台湾大学の謝銘洋先生，中国語で徐先生から，「台湾における知的財産権法の変革」ということでご講演をいただきたいと思います。それでは謝先生，よろしく願います。

○謝 高林先生，教授の皆様，ご参会の皆様，おはようございます。今日はこのような機会をいただけてうれしく思います。早稲田大学に来ることができました。早稲田のキャンパスに足を踏み入れる初めての経験です。高林先生と一緒に知的財産権の判決のデータベースを構築しましたが，台湾では私以外にも徐宏昇先生，周裁判官，台湾大学の学生たちがこのプロジェクトに多くの時間を割いて構築してきたものです。

早速ですが，台湾における近年の知的財産権法の変革についてご紹介したいと思います。まず，台湾の知的財産権法は文化，技術，交易関係の秩序に分けられます。文化関係は著作権法，仲介団体条例があります。技術面では専利法と言っていますが日本と少し違うところがあって，いわゆる発明特許，実用新案，意匠の三つを一つの専利法という法律にまと

【知的財産権法の改正年度一覧表】

	1950-1959	1960-1969	1970-1979	1980-1989	1990-1999	2000-2001	2002-
著作権法改正		1964		1985	1990 1992 1993 1998	2001	2003 2004 2006
専利法改正	1959	1960	1979	1986	1994 1997	2001	2003
商標法改正	1958		1972	1983 1985 1989	1993 1997		2002 2003
営業秘密法					1995制定		
集積回路回路分布保護法					1995制定		2002
植物種苗法				1988制定			2004

めて規定しています。植物の品種と種苗法という権利を保護する法律や、集積回路の回路分布保護法というものもあります。

取引の秩序に関しては商標法、営業秘密法、そして公平交易法というものがあります。公平交易法には二つあり、一つは不正競争の防止の法律です。

こちらの表は、1950年から現在に至るまで、台湾のさまざまな知財権法がどのように制定され、改正されたかを見たものです。1990年以降、かなりいろいろな数字が書き込まれていて、たびたび改正が行われています。著作権法などは5月末にもう1回改正がされたところです。

台湾の法律の改正には、一方でアメリカとの交渉の影響があります。つまり、WTOに入ってTRIPs協定との整合性を取らなければならず、さまざまな見直しが行われてきました。

次に、専利法（特許法）はどのように改正されたかをお話したいと思います。1990年以降、4回にわたって改正されていますが、

最近の改正は2003年でした。2003年の改正は異議制度を廃止⁶するもので、実用新案については形式審査制度を導入⁷して、さらに刑事罰を廃止しました⁸。

これらの改正以外にも、1994年、台湾では微生物の新種発明特許権が認められるようになり⁹、その3年後、外国人による微生物新種の特許出願を認める改正もされています。

また、2001年の法律の改正では、外国人に優先権を認めるとしています。台湾とお互いに優先権を認めていることが、外国人が優先権を主張する前提でしたが、2001年の改正で正式な承認がなくても、台湾とお互いに優先権を認めている国に居所を持つ、あるいは営業所を持つ場合に優先権を主張できるという改正になっています¹⁰。

また、外国人による特許出願に関して、医薬品・農薬、その製造方法に関する特許にも保護期間の延長を認めています¹¹。台湾の人とまったく同じように、特許権の輸入権を享受できるとしています¹²。

さらに2003年には、特許の新規性について

て新たな規定が設けられました。ヨーロッパの規定を参考にしたもので、発明特許の公開は、出願者の本意ではなく知れ渡ってしまった場合、事実の発生日から6カ月以内に出願した場合は新規性を失わないものとするという規定になっています¹³。

2003年の改正の重要な部分に、異議制度の廃止があります¹⁴。依然として無効審判はそのまま残されていますが、異議・無効審判についての審理は、いずれも台湾の知財局が担当しており、また両者の提起する原因はほぼ同じであることから、二つの重複する制度はいらないだろうというのが2003年の改正の理由です。つまり、異議制度廃止となったわけです。特許の査定に関して何か問題がある場合は、取り消しの申立制度に則って申し立てることができます。

私たちはどちらかというところ、このような法律の改正に賛成ではありません。異議制度は、行政機関に特許の権利授与に関する異議を申し立てる制度であると思います。一方、取り消しの申立制度は各国立法例のような、不服を唱える申立人と特許権を持つ相手方が無効訴訟を行うという制度であるべきではないかと思っています。

2001年、台湾の特許法、特に発明特許の部分で早期公開と審査請求の制度が取られるようになりました。出願日より18カ月後に出願内容を公開する¹⁵、さらに適切な補償金を請求できるというものです¹⁶。公開している期間に特許の技術を使っている人がいた場合、出願者は事後、何か特許権を与えられた場合には、この技術を使った人に対して補償金の支払いを請求できます。

審査請求ですが、台湾では特許出願日より3年以内は何人も特許審査機関に特許の実体審査を申請できます¹⁷。3年以内に実体審査の請求がなかった場合は、本件に関して出願が撤回されたものと見なされます¹⁸。

2001年、台湾の特許法に国内の優先権制度が導入されました¹⁹。出願人が台湾で初め

て出願したあと、改めて同じ発明について二つ目の出願をする場合ですが、これは1年間という期間が定められています。

それ以外に実用新案の部分ですが、大きな改正としては2003年、実体審査から形式審査に変わりました²⁰。この規定は一部関連する措置がありますが、特許法の中では技術報告制度が採用されています²¹。実用新案権が無効とされた場合、もし実用新案権者が技術報告書を所持し、かつその権利を行使する行為は報告書に基づいて行われるならば、その行為に対して実用新案権者には無過失と推定されることとなります²²。

日本の法律でも似たような規定があると認識していますが、実用新案の制度は日本とは少し違うところがあるかと思います。実用新案の報告書は実用新案の公告後に初めて技術報告の申請をすることができます。つまり、実用新案の出願のときに技術報告書の要求を提起するものではないので、出願者にとっては不利な側面があるかと思っています。

台湾の場合は形式審査のあと数ヶ月の公告期間を経てから、技術報告書を申請することができますようになります。その後はじめて他人の実用新案技術を利用する行為に権利を主張することができるようになるので、権利を主張するタイミングが失われてしまう可能性があります。それ以外の実用新案の規定については、韓国やドイツのように、一つの発明に対して出願者が特許と実用新案を同時に申請できるという制度を導入していません。日本も確か、特許か実用新案のどちらかでないと出願できなかったと思います。

去年、台湾ではこの制度が実施されてちょうど1年間、いろいろ反省会のようなものをやり、どのような反響があるかという意見の聴取などが行われました。やはり、出願人が特許と実用新案を同時に申請できたほうがいいという意見もありました。出願者の権利を保護するにも有益であるという理由が挙げられました。

また、特許権侵害に関する刑事責任の話ですが、台湾では1994年から「刑事罰の廃止を」がしばしば呼びかけられていました。刑事罰がメーカー側を大変困らせていたのですが、それは、台湾では、刑事訴訟がわりと好まれるという傾向があるからです。刑事訴訟の手段をとる利点は、まず訴訟を起こすのに裁判費用がかからないこと、そして事実・証拠の調査に検察官に手を貸してもらえます。

これは特許権者にはいいかもしれませんが、訴えられる側、すなわち被告となる会社、企業側にはとても不利益です。結局、被告の行為は必ずしも権利侵害に該当するわけでもないのに、刑事罰による脅かしで、企業側としてはやむをえず和解に応じることが多々見られました。

特にアメリカの会社も、刑事訴訟の手段により特許権の侵害を常々主張してきたので、台湾の業者には大変困っていたようです。そのため、民間業者は刑事罰廃止の推進に力を入れました。

そういうわけで、2003年、発明特許、実用新案、意匠権の侵害に関する刑事罰規定が削除されました。現在は民事責任のみが残されており、刑事責任は追及されなくなっています。このような制度の変革は、かなり大きなものであると言えるでしょう。ちなみに、アメリカの特許権侵害は民事責任だけが問われるので、アメリカから意見のようなものは出ていません。

そして、私はドイツへ行ってこの問題についてドイツはどうやっているのか、いろいろ調べてきました。ドイツの場合、刑事的制度を使った特許権侵害事件の処理はほとんど行われていないことが分かりました。またフランスでは、特許権に関する刑法の規定を廃止しています。WTOの規定でも、特に特許の侵害に必ず刑事的な制裁を加えなければならないという規定はありません。台湾はこのような改正をしましたが、アメリカをはじめと

する諸外国からの反対はいまのところ聞いていません。

ところで、特許権侵害の刑事罰は廃止しましたが、特許権者を保護するために、特許侵害の民事責任は重くなっています。1994年、民事上の損害額は、故意ならばペナルティの判決を下すことができるようになりました。当時は「損害額の2倍を超えてはならない」という損害賠償でしたが、2001年にはこれが3倍に改正されています²³。3倍以下の懲罰的な損害賠償規定は、ほかの法律でも触れています。特許法以外にもトレードシークレット法、公平交易法、消費者保護法にも3倍の懲罰的な損害賠償の規定が盛り込まれるようになっています。実務的にいろいろな判決を見ると、裁判官は3倍の懲罰的な損害賠償を実際に使っています。2倍の場合もありますが、裁判官は、実際にどのくらい侵害されているかという、事案の重さに応じて判断しています。

2003年には特許権にもう一つ、「販売の申し込み」という内容を付け加えました²⁴。以前はそれほど重視されていませんでしたが、TRIPSの規定と調和させるために2003年に改正を行いました。

また、2003年の改正では、特許権の効力の及ぶ範囲すなわち特許発明の技術的範囲を解釈するに当たって、明細書以外に添付される発明の詳細な説明と図面を参考とすることができるように、条文を修正しました²⁵。その他の内容については省略します。

次に、商標法の改正についてお話ししたいと思います。90年からいまままでに4回の改正を行いました。最も新しい改正は2003年で、保護客体の追加ということで、単一色商標、立体商標、音声商標を付け加えました²⁶。立体商標の保護は、立体形状が効果を発揮するために必要な場合は登録できないことになっています²⁷。

2003年、台湾では商標法の防護商標と連合商標を廃止しました²⁸。以前この二つの商

標の申請は非常に多くて、それを審査することは行政機関にとって大変な負担となったにもかかわらず、商標取得後は殆ど使われていないということが、廃止の原因です。

また、著名商標の保護を強化しました。以前は「公衆に誤認混同のおそれがある」ことを前提条件としていましたが、2003年に改正しました。それ以外に、著名商標、標章などの識別性、信用を低下させる可能性があるものは登録不可となっています²⁹。

侵害とみなす行為について、同一または類似の商標であることを知りながら、もしくは商標の中の文字などを自分の会社や商号などに使い、著名商標の識別性もしくは信用を低下させるものと訂正しました³⁰。

また、以前は出願に際して、異なる商品及び役務区分に属する複数の商品または役務を指定しようとする場合、区分ごと別々に出願しなければなりませんでしたが、2003年の改正によって、一つの出願で異なる区分に属する複数の商品または役務を指定することができるようになりました³¹。

そして前述した特許法改正の場合と異なり、商標法では異議制度が維持されています。しかし、従来は出願公告に伴う異議申立制度だったため、商標権の取得に非常に時間がかかっていました。そのため、2003年に商標権の設定登録後の異議申立制度が採用されました³²。

また、地理表示保護の内容を付け加えました。改正後は地理表示を証明標章として登録することが認められています³³。それに関していくつかの改正が行われましたが、次に、著作権法の改正についてお話ししたいと思います。

著作権法は頻繁に改正が行われてきており、最終の改正は2006年5月30日のものです。その中にはいくつかの内容が含まれていますが、たとえば2003年の改正は一時的複製³⁴及び公開送信権³⁵を導入し、頒布権³⁶についても明白な規定を条文にしました。また、国際

規約のWCT（WIPO著作権条約）及びWPPT（WIPO実演・レコード条約）と調和させるために、「不正使用と複製の防止措置」³⁷及び「電子的権利管理情報」³⁸という規定も導入しました。台湾はこの二つの条約の加盟国ではないのですが、このような国際条約を非常に重視しています。

そして先月、5月30日に常業犯の廃止という、非常に重要な改正を行いました³⁹。時間の都合でここまでにしますが、このあとほかの学者の方からご紹介があります。討論のときに、いろいろとご質問いただきたいと思います。

○高林 ありがとうございます。謝先生からは台湾の知的財産制度の改正等を踏まえながら、学者の観点からご説明いただきました。私もいろいろ興味を持ったところがありますが、刑事罰の点などは日本とアメリカとの比較ということで、渋谷先生やアメリカのロースクールの先生である竹中先生とまたあとで議論していきたいと思います。

続いて、なかなか発音が難しいですが日本語で言うと徐宏昇先生、徐（シュ）弁護士から、今度は実務家である弁護士の観点から訴訟のケースなども含めて台湾の知的財産制度のご紹介をさせていただきます。それではよろしく願いいたします。

○徐 皆様、ありがとうございます。まず、今日は父の日を楽しんでいただきたいと思います。父の日、おめでとうと申し上げます。台湾の知財について最高法院、最高行政法院⁴⁰で最近、特許権法に関する判決がありました。その判決について、申し上げたいと思います。

まず、特許法の進歩性についてですが、2002年8月23日、最高行政法院では、「一般的な論理的分析、推論、実験等の技術的手段を使用して考案された発明は進歩性がない」という判決が出されました⁴¹。これは、最高行政法院として明確に定義づけをしたに等しいと思います。一般的な論理的分析、推論、

実験等の技術手段を使用して考案されたものに進歩性はないということです。

また、「形状、機器および構造の修正は発明ではない」という判決は、こういった改良では実用新案しか出願できないので、発明特許としての出願は認められないという判決内容でした⁴²。

次に、実施できなければ、未完成の発明ということになります。台湾の裁判所でこのような判決が出されています。参考に申し上げますと、2000年の判決ですが、実施できない発明、未完成の発明で、風船に通信機器を載せて宇宙に飛ばして通信させようというものでした⁴³。特許局は、これはありえないということで、認めていません。

もう一つの判決は、リモートコントローラー用のオムニバスコード検索システムをすべての機械に使えるというものでした⁴⁴。訴訟にもなりましたが、実演したところ失敗しました。未完成の発明ということで認められていません。

もう一つは、効果の証明ができない発明も、未完成の発明だという判決があります。癌の治療薬でしたが実験データを提出できなかったもので、これも未完成の発明となりました⁴⁵。

また、微生物に関連するものは一定期間に供託しなければいけません、「そんな必要はない」と主張した出願人がいて、これは未完成の発明となりました⁴⁶。コンピュータ・プログラムに関しては、実際に動かさなければなりません。行政裁判所は、ハードウェアと組み合わせたコンピュータ・ソフトウェアは実用性があると言われています⁴⁷。以上が、未完成の発明の判決です。

最高行政法院は、クレームの文言についても述べています。2002年8月の判決ですが、Means-plus functionクレームは認められると述べています⁴⁸。2001年の判決では、クレームの中で効果について述べていても、技術的特性を定義できないという判決が出ています⁴⁹。つまり、裁判所はクレームに技術的

な特性が記載されていることを求めているのです。

もう一つ、実用新案のサブジェクト・マターですが、これについての判決も参考に申し上げます。最初に挙げる例は、やわらかさ、色彩といったものに基づいて実用新案の出願をすることはできないというものです⁵⁰。物の形、構造といったものなら出願できますが、やわらかさや色はだめだということです。

抽象的、技術的な理論やアイデアが、実用新案の対象とはならないという判決も出ています⁵¹。抽象的、技術的概念やアイデアはむしろ発明特許の対象です。三つ目の例ですが、素材の物理的な性質、化学的な性質は実用新案の対象とはなりません⁵²。

意匠ですが、最初の判例は、意匠権が出願できるのは物の質感、価値などの視覚的表現であるという判決です⁵³。もう一つの判例はダイヤモンドについてですが、「ほかよりも輝きが高いダイヤモンド」ということで意匠特許を出願することはできない、その対象にはなりません⁵⁴。特定することができない、というのが理由です。

私たちは判例をいくつか集めました。意匠特許の進歩性についてのものもあります。発明特許と同じで必ず進歩性がなければなりません。最高行政法院は自然物の模倣に進歩性はないという判決を下しています⁵⁵。もう一つの判例で、機能的な必要性の軽微な変更⁵⁶については意匠の出願はできないと言っていますし、ある物がほかの物の形状を模倣しても意匠権の出願はできません⁵⁷。これが意匠権の進歩性に関する状況です。

意匠の審査方法をご紹介します。出願された意匠と元の意匠をどう比較するかということを行っていますが、意匠権が認められるかは以下の手順で審査しています。

まず、最初に基本的構造を比較します。2番目に、同じ部分、違う部分をそれぞれ比べてみます。さらに全体のデザインを観察して結論を得ます。もちろん分解して比較すると

いうことではありません。同じ部分との違いを比較します。まずは基本的な構造を比較し、同じ部分と、違う部分を比較して、それから全体を見るのがいまの裁判所のやり方です⁵⁸。

私たちが集めた判決ですが、特許の侵害訴訟のヒントとして申し上げられることとして、最高法院は次のようなことを言っています。訴訟に当たって、裁判官が専門家の意見あるいは証言を採用しない場合、なぜ信頼されないかを説明する必要があるということです⁵⁹。

台湾の知的財産権局は、特許、商標の出願などを管轄している日本の特許庁と同じような局ですが、そこでは特許侵害鑑定基準というものを作成しています。特許権が侵害されているかどうか、特許権の侵害が成立するかどうかの基準が設けられています。最高法院の見解では、この基準は法律ではない⁶⁰。つまり、法律の制定プロセスをもってできあがったものではないということです。ですから、判決がこの基準に抵触するという理由をもって、最高法院に上告することは許されません。

もう一つ、2000年の判決では、第二審、控訴審による侵害の認定は事実の認定であり、それに不服を申し立てて最高法院へ上告する

ことはできないとされています⁶¹。つまり、「控訴審による侵害の事実認定に不服」という理由をもって、法律審査を行う最高法院に上告することは認められていません。

次に、商標についてです。先ほど謝先生もおっしゃいましたが、台湾の商標にはいろいろなケースがあります。

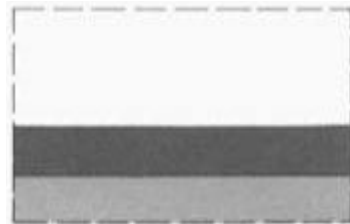
いくつかご覧に入りたいのですが、まずは音響の商標を紹介します。この商標は何だと思いませんか。Hisamitsuといます⁶²。

これはインターネットで見られる台湾の商標掲載公報です⁶³。ここをクリックすると、一つのデータが送られてきて「Hisamitsu」という音が出ます。

これは立体商標で、ジョニーウォーカーの商標です⁶⁴。インターネットでここをクリックすると、六面図、立体図などが見られます。



もう一つは色彩商標です⁶⁵。ここに大きさ、色などの指定が示されています。これが台湾の色彩商標です。

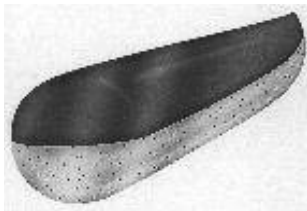


登録できないものがいくつかあります。まず一つ目、説明的標章は登録できません。いくつかの最高行政法院の見解を紹介します。一つ目ですが、オンライン出版に用いる



「Internet World」という標章は登録できないというものです⁶⁶。説明的な標章であるからです。それから、電子新聞について「ePaper」を登録することはできません⁶⁷。これは電子新聞を意味しています。また、007は「ダブル・オー・セブン」ではなく、台湾のある電話オペレーターの番号です。これを商標として登録しようとしたが、できませんでした⁶⁸。

もう一つ、「厚焼」というものがあります。中国語でこの二つの漢字は何の意味もありませんが、これは登録できません。台湾の人はよく知っています。厚焼は、日本ではおせんべいのことですが、登録できないことになっています⁶⁹。説明的な標章であるためです。



登録可能標識ですが、上はイギリスの石油会社BPのガソリンスタンドの写真です。台湾では、このような複雑な写真は登録できません⁷⁰。識別力があまりはっきりしない写真ということです。しかし、最高行政法院はよしとしました⁷¹。下は歯磨きの中身を少し押し出したところの絵柄ですが、これは登録できることになっています^{72,73}。

もう一つの登録できない商標は、誤解を招くようなものです。それによって元の物の信頼性を損なうということで、例となるいくつかの判例があります。BMWとメルセデスベントスは台湾で「二つのB」と呼ばれています

が、「B & B」はこの2種類の車を売っていると誤解されやすいので登録できません⁷⁴。

もう一つの例は、インドのウイスキーについて「McDowell」と登録しようとしたが、できませんでした⁷⁵。なぜかという台湾ではスコッチウイスキーと誤解されやすいからで、スコットランドの人の名前を使ってはいけないことになっています。

「Discovery World」も、「Discovery Channel」と非常に近いので登録できません⁷⁶。誤解しやすいということです。また、Corheaという標章も、台湾では登録できません。その原因は、言葉の発音にあります。台湾では、標準語の中国語以外、台湾語という中国の南方の言語から発展してきた言葉があります。そこで、英語で「ワニ」を意味する「crocodile」という言葉は、台湾語にすると「コッヒー」という発音になるので、台湾では、「crocodile」という著名商標は「コッヒー」と呼ばれています。ですから、「Corhea」という標章は、その英語の発音が「コッヒー」に近く、登録商標の「crocodile」と混同するおそれがあると判定され、拒絶査定になりました⁷⁷。

以上は登録できない商標です。以下では、最高行政法院による、二つの商標をどのように比較するかについての判例を説明します。新しく出願された商標と既に登録済みの商標とが類似するかについて、ここに書いたような比較方法があります。

まず、二つの商標の直接比較を行います。たとえば、AとBを比較する場合は、AとCと比較し、BとCを比較してから、Cを通じてA・Bの類似性を判断するという比較はできない。つまり、AとBの直接比較を行うということです⁷⁸。次に、二つの商標が類似するかどうかについて、全体的な比較を行います。一緒に比較するのではなく、まず一つを見て、それを隠してもう一つを見る。そして、その二つに類似性があるかどうかを判断します⁷⁹。ちなみに、その比較判断の基準は専門

家としての基準ではなく、一般消費者としての判断力を用いなければなりません。なぜこのような比較方法を用いるかという点、たとえば薬局や商店において、模倣品と真正品とは一緒に置かないことと同じ理由です。模倣品を真正品と一緒に置くと、偽物は簡単に消費者に見抜かれるからです。ですから、比較するときは、二つの商標を別々に比較することになっています。

最近のいくつかの判例を紹介したいと思います。2003年5月と2004年3月に、「コンピュータのプログラムは製品である」という判決が下りました⁸⁰。プログラムはCDやハードウェアに定着されないと製品にはならないと以前は考えられていたのですが、最近の最高法院判決では「それはやはり製品である」と言っています。また、ライセンスが失効したあとの商標の使用は犯罪だとしています⁸¹。さらに、並行輸入は適切な表示が添付されていれば認められますが⁸²、表示が添付されていなければいけません。

次に、著作権法についてお話ししたいと思います。最近の重要な判例ですが、著作権法を主張する場合、まず自分が著作権を有していることを証明しなければいけません。証明しなくてよい場合もありまして、たとえば著作物に自分の名前が記載してあれば証明する必要はありません。証明することは、だれが創作し、いつ完成し、どのような状況で創作したかです。創作に関する書類を提示しなければなりません。著作権の登録証を持っていても、それは参考となるのみです⁸³。

最高法院の見解では、著作物には非常に高い創作性がなければならないと考えられています⁸⁴。たとえば時間、費用がどれくらいかかったかは重要視されません。著作権が保護されるかどうかは、創作性があるかどうかがか最も重視されているのです。たとえば、様々なパンフレットがありますが、そういうものに著作権はないと考えられています。

また、未完成の著作物は認められません。

たとえばコンピュータ・プログラムに多くのバグがある場合、それは全然使えないので著作物ではないと考えられています⁸⁵。

いくつかの判例をみると、ライセンスの範囲について分かるのですが、たとえば『ハリーポッター』の繁体字の中国語の翻訳書物です。中国語には繁体字と簡体字がありまして、簡体字の中文には適用されないという判決が下りました⁸⁶。繁体字と簡体字は、同じ言語ではないと見ているのです。

もう一つの判例は、最近、私どもが着手したもので、5月に判決が下りました⁸⁷。マイクロコードに関する事件です。アメリカにマイクロチップという会社があり、台湾で告訴しました。「マイクロコードはコンピュータのプログラムだ」と上告したのです。しかし、マイクロコードはコンピュータのプログラムではないということで、証人は、会社がマイクロコードを開発したことを証明できず、マイクロチップ社は敗訴しました。

もう一つ、非常に注目された事件がありました。フィリップスの事件です⁸⁸。フィリップスは特許プールというものを持っています。これについて、従来、台湾の公取委は違法だと見ているのですが、去年の下半期、特許プールは違法ではなく、トラストではないという台北高等行政法院による判決が出ました。まだ訴訟は最高行政法院に係属中ですが、特許プールは違法ではなく、合法的ものとされるかもしれません。時間の関係で以上です。ありがとうございました。

○高林 時間に制約があったものですから、急がせてしまって申し訳ありませんでした。私たちがつくっているデータベースの中に300件の判例が含まれておりまして、いまご紹介いただいた商標の事件なども、商標を視覚的に見られるデータベースになっています。ぜひアクセスして確認していただきたいと思っています。

いまのお話は弁護士の立場から各ケースの紹介と、未完成発明とかなかなか判例がない

分野について、日本で判例が数少ないところについて、台湾のおもしろい判例も紹介していただき大変ありがとうございます。

次に、今度は裁判官の立場から、周判事です。大変お若い裁判官で、今日会ってびっくりしました。今日は知的財産高等裁判所の裁判官、特許裁判所の知財の裁判官も来ていらっしゃるの、興味のある方もいらっしゃるでしょう。台湾における知的財産訴訟を担当する裁判官からのご発表をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお祈りします。○周 皆様、先生方、ご来席の皆様、おはようございます。先ほど若いとおっしゃいましたが、そうでもありません。裁判官を12年ほどやっていますから、そんなに若くないと申し上げたいと思います。本題に入らせていただきます。

台湾はここ2年ほど、もっぱら知財権の事件をやる裁判所をつくるべきか大変大きな議論が巻き起こっています。今日は二十数分しかありませんがその時間を十分に活用して、新しい進展を皆様に簡単にご理解いただければと思います。

台湾の司法の構造は三審、3領域に分かれますが、これは日本と似ていると思います。地方法院、高等法院、最高法院があり、刑事訴訟、民事訴訟、行政訴訟の三つの領域があります。

最高法院の上に大法官會議というものがあります。大法官は裁判官の意味で憲法の解釈を行います。よく学者に「台湾は四審制度だ」と皮肉されています。もう一つ、司法院というものもありますが、ここでは司法行政上の支援、監督を行います。例えば訴訟に関してあまり長引いてはいけない、終了していない場合、裁判所として一般的な事件はどのくらいで判決に持ち込むかについても、司法院が監督しています。

知的財産事件受理のプロセスですが、知的財産事件とはどういうことかという定義も台湾ではやや曖昧なところがあります。われわ

れの理解は「特許・商標・著作権・営業秘密および知的財産権の保護に関する公平交易法などの事件」を知的財産権に関する事件としています。ただ、明確な定義づけや法律で何をもって知的財産事件とするかという規定はありません。

また、特別なこととして、台湾には世界のほかの国と違うところがあると思います。社会的に注目されているいろいろな知的財産事件は刑事事件になっていて刑事告訴が行われ、付帯民事訴訟が行われるケースが多いのです。先ほどの資料にもありましたが、刑事告訴は原告にとって裁判費用なしに挙証責任が軽いので、刑事訴訟は好まれました。

2003年以降は特許法の刑事罰が廃止され、刑事訴訟を起してから、付帯民事訴訟で損害賠償を請求するという道がなくなっていました。いまは知財の侵害事件は民事訴訟しか起こせません。

現在、台湾では知財の侵害事件、特に特許事件は全て地方法院で扱いますが、事件の分担はコンピュータでランダムに割り当てています。抽選と同じです。台北地方法院のみに知財専門の法廷が設けられていますが、台北地方法院以外の地方法院は前述のようにコンピュータでランダムに割り当てています。振り分けられる裁判官に技術的バックグラウンドがまったくない、場合によっては知財権に関する経験がまったくない人に割り当てられる可能性もあります。

司法院は、知財に関して専門裁判官制度を設けています。大学で知財法関係のマスターの学位を持った裁判官には、知財専門裁判官の資格証明書を与えています。各分野の専門家の名簿を司法院によって用意されており、裁判官が知財の専門的技術に問題があった場合、いろいろ教を請うたり専門分野の知識を教えてもらったりしています。ところが、知財訴訟の裁判は必ずしも知財専門裁判官の資格を持っている裁判官に担当されるわけではありません。また、専門家の名簿の利用率

がどうかという点、実際にはそれほど高くないという問題点もあります。ですから、実務的にいま裁判所が直面している問題は、知財権の訓練を受けていない人も知財訴訟の裁判を担当するという点です。

これまでの10年、台湾の社会では前述の実状によっていろいろな問題が起きました。国内のみならず、海外からも裁判実務の改革を求める声が高かったのです。しかし、改革についていまの難所は、先ほど申し上げましたが、裁判官が専門的訓練を受けていないという問題があるので、地方法院では第一審の判決をするだけでも3～4年の時間がかかってしまうのです。

また、いま多くの人から批判されている問題としては、専門訓練を受けていないことに加えて著作権や商標についての刑事処罰が軽いと言われています。侵害を効果的に抑止できないという批判もありました。

いま司法院、行政院及び經濟部知的財産局すなわちIPOは、何らかの解決法を模索しています。法案を考えているわけですが、いろいろな論争があるうちの重要なポイントをまとめると、三つのものを一つにするか、二つのものを一つにするかという議論があります。

三つのものは知財訴訟の民事、刑事、行政訴訟ですが、今後一つの専門的な裁判所にこの三つの裁判を任せるというシステムか、それとも民事、行政訴訟の二つだけをIPOの下において審判を行うというシステムかのどちらをとるのです。

これについて現段階の結論は、両案の折衷案をとります。いま司法院が立法院に提出した法案は、独立する知的財産法院を設立し、そちらに配属される知財専門の裁判官は、専ら知財訴訟の裁判を行うという考えです。

そしていまは立法院で審理している二つの法案がありますが、一つは知的財産法院の組織法、もう一つは知財権事件審理法で、この二つの法案を審理しているところです。組織法はこの裁判所を設立させるための予算上

たは法律上の土台になります。

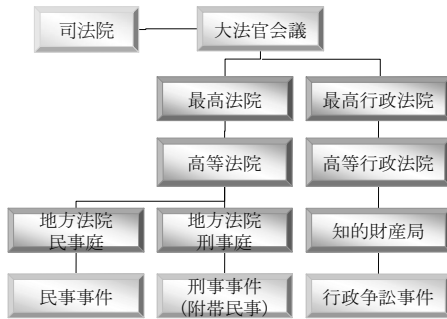
また、審理法は知財権の事件に関する訴訟プロセスを規定する法律なので、より重要な意味を持ちます。しかし、この二つの法案が立法院（国会）で可決されるかについては、いま政治的問題や社会的ないろいろな不確定要因があります。変数が大変大きいのです。立法院でも、この二つの法案についてはかなり意見が分かれているようです。立法院は6月から休会になり、おそらく9月に引き続きこの二つの法案について審議がなされると思います。

知的財産法院の成立について、司法院のスケジュールは2007年3月成立の見通しですので、予定通りに知的財産法院が作動するよう、司法院は今年の3月6日から7月7日まで、全国の裁判官の中から選んだ40人の裁判官を訓練しています。この4ヶ月間は集中的な修習を行います。修習生は仕事の傍ら、平日の5日間のうち3日は研修所へ行き、専門知識などを習得します。

ところで、先ほど申し上げましたが、司法院が提出した法案は、両案を折衷する提案です。詳細については、民事訴訟の場合、一審、二審のいずれも知的財産法院で審理し、刑事訴訟の場合は、二審から知的財産法院で受理することが考えられています。

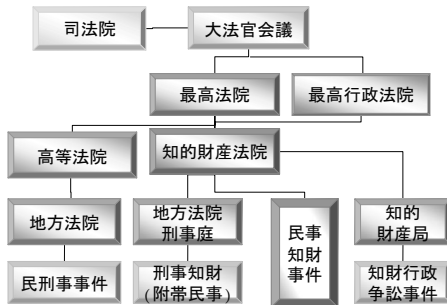
しかし、知的財産法院が第一審を行うときにも問題があるかと思えます。なぜなら、知的財産法院の人員編成予定は、裁判官は6人しかいないからです。民事訴訟を行う場合、一審は1人の裁判官が審理し、二審では一審の裁判官を除き知財裁判官6人中の3人で一つのチームを組み、民事知財事件を審理します。そうすると裁判官は全部同僚なので、第二審の裁判がうまくいくかどうか。もしかしら第二審は一審裁判官の立場を壊さないように判決を維持するのではないかということ、将来重大な論争になるかもしれません。さて、民事以外の訴訟について、知的財産法院は上訴審法院として職権を行使できます。

現在の裁判所組織の構造

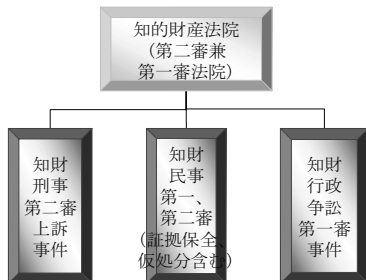


ここに描いてあるのは、現在の裁判所組織です。司法院、大法官會議があり、最高法院がその下にあります。民事、刑事の一審は地裁が担当し、控訴審は高裁の担当で、上告審は最高法院の担当です。行政訴訟は右のルートですが、知財事件の場合は、まずIPO（知的財産局）の行政処分を受けた後、その処分に不服があれば、まず陳情の手続きを経てから、行政法院に訴訟を提起し、そして終審は最高行政法院が担当するというプロセスです。このような構造で、最高法院、最高行政法院はそれぞれ異なった審理を行います。

将来の裁判所組織の構造



将来の知的財産裁判所の受理事件



司法院案が可決されたら、将来一般の民事・刑事訴訟はそのまま地方法院、高等法院、最高法院のルートですが、知財事件の民事訴訟は一審から知的財産法院で審理されます。

知財権の刑事事件は地方法院でまず一審を行い、二審は知的財産法院に上がります。そして知財行政訴訟の変革ですが、IPOの行政処分に不服がある場合、まず陳情の手続きを経てから行政訴訟のプロセスに入り、知的財産法院が第一審の審理を行います。裁判所の組織がこのような構造になると、結局、知的財産法院は知財民事訴訟の第一審兼第二審機関になってしまっていて、裁判の公正が疑われるおそれがあります。また、証拠保全、仮処分も知的財産法院の業務として行われますが、そのことについてもさまざまな意見があります。要するに、知的財産法院は台北にのみ設置する予定ですから、台北に離れた地方での事件ならば、証拠保全、仮処分をどのように行うかが非常に問題になっています。ところで、現行法では、行政訴訟の第一審は行政高等法院が審理するので、行政訴訟だけが二審制度になってしまい、実はちょっと問題があります。

台湾では、現在、知財分野においてのいくつかの大きな問題を立法で解決しようとしています。まずは訴訟手続きの中止によって、訴訟がただらと長引くという問題の解決です。現行法の下では、民事裁判所は特許や商標の効力について判断する権限がないので、権利無効の抗弁が主張された場合、IPOあるいは行政裁判所が権利の効力を確定するまで、殆どの裁判官は訴訟手続きを中止します。そのため、一つの判決に3、4年もかかってしまいます。ちなみに、著作権の成立については無方式主義を採用しているので、このような問題はありません。知財権事件審理法が成

立すれば、今後、知財訴訟において権利無効の抗弁が主張された場合、知的財産法院はその無効理由の存在を判断しなければならないので、効力の問題で訴訟手続きを中止するのは許されません。これは、おそらくわが国の知財裁判制度において、最も大きな変革だと思えます。

もう一つ大きな変革は、知財訴訟において必要があるときに、知的財産法院に秘密保守命令を発する権限を持たせるようにします。当事者の申立によって、他の当事者または訴訟関係者が営業秘密を漏洩または訴訟以外の目的に使用することを禁止するという命令です。もしそれに違反した場合は、最高3年の刑が科せられます。

技術審査官の任命も、一つの争点になっています。司法院案によると、知的財産法院に、知財局に勤める知的財産に関する専門知識を有するものを技術審査官として選任する権限を与えると考えています。

技術審査官は裁判官の命令に従って、事件に関連する技術などの資料を収集・分析し、裁判官に助言するものですが、技術審査官の法的地位は、裁判官の補助者として任命されるか、それとも訴訟当事者の補助者として任命されるのが問題になっています。特に弁護士たちの意見では、技術審査官と証人とは似たような立場にありますが、法廷で証言をすることがないので、当事者には、技術審査官から裁判官への助言に対して弁明のチャンスがないのではないかと考えられています。

司法院案には、この問題についての明らかな規定はありませんが、司法院の考えでは、技術審査官は訴訟に当たって、必要ならば、当事者・証人に質問することができ、当事者にも、技術審査官に対してそれと同じの権利があると思われれます。いずれにせよ、法律上は、技術審査官の地位はまだ決まっています。

将来、知的財産法院の裁判官の数について、基本的には予算次第で増員するという考えで

すが、最初の段階では6人と考えています。しかし、近年は知財案事件が大変多いので、果たしてこれほど多くの裁判がたった6人でこなせるかと、私たち知財裁判研修に参加しているものは非常に心配しています。

知財裁判官の選任ですが、研修後に試験を行い、その結果に基づいて選出します。そして知財分野の論文を少なくとも一部提出しなければなりません。先ほど申し上げましたが、40人の裁判官が現在知財裁判研修を受けていますが、皆地裁、あるいは高裁のOBとOGです。しかし、刑事法廷に勤める裁判官はその中の僅か4～5人であり、長い間民事・行政法廷に勤めた裁判官が知的財産法院に入って刑事事件を裁くのは、ちょっと無理ではないかと問題視されています。ところで、司法院の計画によって、研修の時間数は360時間で、研修の内容は知的財産の知識や民事訴訟・刑事訴訟・行政訴訟などの講義で、実質法・形式法の両方が含まれています。

21世紀を迎えるにあたり、台湾は知財訴訟において、法曹のレベルを世界の知財大国並みに向上させようとしています。特に日本やアメリカでは、知財専門の裁判所は既に実績をあげているので、日米に負けないように台湾も常に努力しています。来年の3月は、いよいよ知財裁判の新しいスタートになります。良いスタートになりますよう、祈っております。以上です。

○高林 どうもありがとうございました。「ジェネラリストが裁判官になるべきだ」というアメリカの制度だと思いますが、そういうところ、日本も専門裁判所、知的財産高等裁判所をつくりました。その中で専門家をどういうふうに養成し、かつ知的財産訴訟ばかりをやっていく裁判官を養成していくのかどうかは、日本でもかなり問題になっていることです。台湾はかなりハードな研修をし、試験までやっていくということとびっくりしました。そのへんもアメリカや日本の制度と比較しながら、お話を伺えればと思います。

どうもありがとうございました。

それでは時間も押しております、あと40分しかありません。いまお話しいただいた3名の学者、裁判官、弁護士の方々と、私たちから早稲田大学の渋谷教授、ワシントン大学ロースクールの竹中教授、私は舵取り役ということで加わりまして、6人でこれからパネルディスカッションを行います。

最初に渋谷先生からいまのお三方のご発表に関するコメントを5分程度でいただき、続いて竹中先生からコメントをいただきます。渋谷先生にマイクを委ねますので、渋谷先生主導でパネルディスカッションに進んでいくことにしたいと思います。それでは、パネラーの方々、前のほうによろしくお祈りします。それでは5分程度しか時間がありませんが、最初に渋谷先生、コメントをよろしくお祈りいたします。

○渋谷 早稲田大学の渋谷です。謝先生、徐弁護士、周判事、大変有益なご報告をありがとうございました。台湾も日本も知的財産の保護に関する条約に加盟していますから、両国の法律制度、法律の内容、解釈、運用はだいたい共通しています。

そういう土台がありますので、お話を伺っているとなるほど台湾でもこういうふうを考えているのか。われわれも同じように考えているという事柄が大変たくさん出てきました。その意味で、大変興味深くお三方の報告をお聴きしたわけです。

ただ、条約が決めていない事柄、あるいは両国の国の事情の違いで、細かな点、いろいろ違いもあるように感じました。これからのパネルディスカッションは私から、または竹中先生、あるいは会場に参加しておられる方から、両国の相違点を中心にいろいろ質問させていただいて、お話を伺うようにしていきたいと思います。簡単ですが、これが全体にわたる私のコメントです。

○高林 これからのディスカッションに期待が高まっていくという感じですか。いま渋谷先

生にも言っていたとおりの、いろいろな論点があるかと思うのでこれからそれを抽出しながらやっていきたいと思います。竹中先生はワシントン大学のロースクール教授で、早稲田大学の客員教授でもあります。日米の知的財産制度、訴訟について非常に通暁されておられるので、今日は台湾についてのコメントを5分程度でお願いしたいと思います。

○竹中 今日は有意義なお話を聴かせていただき、ありがとうございます。アメリカにいるとアジア地区の法律制度について聴く機会がなかなかありませんので、この機会にいろいろと勉強させていただきまして非常に有意義でした。

特に周裁判官の講演をお聴きすると、どちらかというと昔の日本の裁判所制度に似た制度なのかなと感じられる一方、謝先生の新しい最近の法改正を見てみると、最近の法改正は非常にアメリカからの影響が大きいかなと感じました。

たとえば意匠法が特許法の一部に入っているところもアメリカと同じ考え方なのかと思いましたし、意匠法の中で徐先生がインブループメントステップ、進歩性という考え方を使っているところもアメリカと一緒になのかと思いました。

また、刑事罰に代わって民事罰で3倍額賠償が導入されたということですが、日本でも損害賠償に懲罰的損害を導入しようかという考え方についていろいろ議論があるところで。もともとアメリカではなくてドイツ法、または日本法と似たような制度だった台湾法の中で、どのようにして懲罰的損害という考え方が受け入れられてきたのかにも非常に興味を持ちました。そういう意味で、これからパネルディスカッションの中でいろいろ聴かせていただければと思います。

○高林 ありがとうございます。日・米・台湾の比較ということで、私も非常に同じような興味を持ちました。懲罰的損害賠償という制度を導入し、むしろいままでは特許訴訟

の案件のほとんどは刑事で処罰されてきた。そこでいろいろな問題が生じたので、民事でかつ懲罰的損害賠償を入れていったという経緯をお伺いしました。非常にドラステックな変更だなど。そのへんをこれからどのように将来を見込んでいくのか。改正された経緯なども、ディスカッションしていければと思います。

私はロースクールの教授でもあります。知財人材の養成、裁判官の養成ということもありますし、裁判官自身の、日本ではそのへんも含めて司法制度改革もやっています。そのへんの台湾の動きを伺えればと思います。ここからは私は司会役をやめて、渋谷先生にバトンを委ねますのでよろしく願いいたします。

○渋谷 それではご報告いただいた3人の先生方に私から一つずつ、私が感じた興味深い問題について確認させていただく。あるいは、よくわからなかったところを教えていただくという方法で進めていきたいと思えます。

謝先生にお尋ねしたいことはたくさんあるのですが、その中から一つ、何を選んだらいいか迷っています。一つだけ選ばせていただくと、台湾では実用新案制度が割と重視されているような印象を受けました。それは形式審査主義に変更するというご報告がありましたが、そのご報告の中で「ドイツや韓国のように二重制度を導入し、出願人が特許と実用新案を同時に申請できないのは残念なことである」とおっしゃっていました。

日本の場合、実用新案と特許を同時に出願すると同日出願ということで両方とも出願拒絶になってしまいます。相前後してどちらかを先に出願してきたらどうかという、先に出願したほうが特許になったり実用新案登録を受けたりします。

その先の話ですが、日本の場合は実用新案登録出願をしておいて、あとになって「これは特許出願をしておけばよかった」というときには、実用新案登録の出願を特許出願に変

更することができます。

もう一つ申し上げると、すでに実用新案権が成立した後であっても、「これは特許権が成立するはずの発明であったのに権利の保護期間が短い実用新案登録を受けてしまった。これは失敗であった」と思うときは、すでに実用新案登録を受けているのですが、それに基づいて特許出願をする方法も認めています。

そういうことで、実用新案の保護制度と発明の保護制度の間を行き来することができる制度になっていますが、台湾ではそういうことはお考えにならなかったのでしょうか。

○謝 渋谷教授からご質問いただきまして、ありがとうございます。いわゆる実用新案の部分、特許の部分ですが、いまのところ同時に出願はできません。どちらかの出願しかできません。日本と同じように、先に実用新案を出願したけれどもそれを特許に変更する、あるいはその逆の出願ケースも、台湾の特許法においては認められています。

最初から両方とも出願できるという制度は、短い数カ月の時間でまず実用新案の保護を受けることができ、そして、特許が査定されれば出願人はもともとの実用新案の権利を放棄しなければならないとするものです。そのメリットは、つまり、当該技術が特許による保護を受けることができる前に、より簡単な登録というプロセスを経ることによって実用新案権の保護を受けることができるということです。ドイツ、韓国では、このような制度が採用されています。そうすることによって、簡単にいえば、実用新案制度を一時的な保護手段ととらえることができます。出願者にとっては、より厚い保護につながるのではないかとこの考え方です。

○渋谷 どうもありがとうございます。時間の関係もありますので、今度は徐弁護士にお尋ねします。いくつかお聞きしたいことがあります。基本的なことを一つ、二つお尋ねします。

一つは、登録することができる商標ですが、

音響商標、立体商標を登録することができるのは大変興味深いことです。日本法の場合、商品の商標と役務、サービスの商標と二つ、登録できるようになっています。台湾では地理的な表示の登録は酒類の表示しか登録できないようですが、日本法の場合はお酒に限らず地理的な表示も商標として登録できるようになっています。

それから、この間、法律が成立したばかりですが、小売商が使用している営業表示も登録を認めるように法律が変わってきています。その点はいかがでしょうか。商品の商標、サービスマーク、地理的表示、営業表示とありますが、こういったいろいろな種類の表示を商標法で登録して保護する方向は台湾におありなのかどうか。その点を確認したいと思います。

○徐 台湾の最近の商標法の変化についてという内容ですが、謝さんをお願いしたいと思います。

○謝 まず地理表示の保護ですが、地理表示は台湾では商標法23条18項に規定されています。申請した商標が他の国、つまり台湾と相互承認している国の酒の地理表示と似たようなものの場合、そしてお酒の商標に使いたい場合、それは登録できないことになっています。

他の地理表示に関しては、可能性はあると思います。たとえば酒類ではなく、お米の場合、台湾では地理表示を一つの新しい分類と見ていませんが、証明商標とみているので、そのお米の品質や地理表示、地理的な原産地が証明、識別できれば証明商標として登録できます。

そして一つ目のご質問、台湾の商標とサービス商標のことですが、以前は、商標は商品について、サービス商標はサービスについてのものでした。2003年に法律を改正し、この二つの言葉を一つにして、全部「商標」と称しています。ですから、いまの商標には商品とサービスの二つの内容が含まれています。

○渋谷 謝先生、もう少しわかりやすく質問します。日本のデパートに三越というのがあるのはご存じですか。

○謝 はい。

○渋谷 台湾法では、三越は三越という商標を登録することができますか。

○謝 できますが、それをどの分類にするか、商品か、サービスかということです。台湾で商標の保護を求める場合、三越という商標を出願できるかということですね。それはできます。他の商標と同じものがなければなりません。それは商品、あるいは商品とサービスに使用するというので、登録を出願することができます。つまり、商品、サービスが一緒になっているので分けなくてもいいということです。登録はできます。

○渋谷 どうもありがとうございました。それではせっかくですから徐弁護士にお答えいただけるかどうか、もう一つだけご質問します。意匠は台湾では特許法で保護しますが、どうしても登録されていない意匠が存在することになると思います。未登録の意匠です。これは台湾ではどのようにして保護されているのでしょうか。

○徐 登録されていない物のかたち、色、模様など、保護の対象によって保護の可能性が違ってきますが、まずは著作権による保護です。現在、台湾の著作権法の分野では一つの考え方がありまして、いくつかの判決にも採用されましたが、平面の絵画、図画を、立体のものにそのまま写して、定着させるのは著作権の侵害にあたる可能性があります。これが一つの方法です。また、未登録の意匠が立体物である場合は、それを彫刻品とみなして、彫刻品と同じの保護を与えるという方法があります。しかしすべての立体物がそうなるかは分かりません。もう一つの可能性は、意匠の登録をしていないものが、商品又は役務に使う商標の場合、当然、それが著名であるという要件が必要ですが、この場合も保護される可能性があります。しかし、いずれにせよ、

未登録の意匠は、台湾では基本的に保護されません。ただ、著作権法で保護できるか、公平交易法で保護するかという二つの可能性はありまして、平面のものを立体のものに模様として使う場合や、それ自身が彫刻であるなど大変高い芸術的価値がある場合、また、公平交易法で営業マークとして保護されるべきものであれば保護される可能性があります。○謝 私からも補足させていただいてよろしいでしょうか。徐弁護士がおっしゃったとおりですが、意匠の保護以外にも台湾の公平交易法の28条に標章保護があります。これは必ずしも登録されていなくても、公平交易法の下で保護されます。公平交易法は未登録商標を保護する役割もありますが、それはあくまでも知名度のある未登録商標を保護の対象にするということになります。

それ以外、意匠の形状ですが、場合によっては商標登録されるかもしれません。いま台湾で熱い議論になっているのは、たとえばある人がハローキティのトレードマークを登録し、そのあとほかの人がハローキティのぬいぐるみをつくりました。このような場合、もともと登録している商標権者の権利を侵害したことになるのかということですが、この問題について台湾ではいまのところ答えが出ていません。裁判所でも、ケースによって異なる考え方が主張されています。刑事訴訟の場合は「このようなケースは商標権の侵害にはあたらない」と言っている裁判官もいますが、民事訴訟の場合に変わると、それは商標権の侵害だという判決もあります。したがって、物の形状について特許法に基づく意匠権の登録をしていないときには、他の法律を援用して保護を受ける可能性はあります。

○渋谷 どうもありがとうございました。だいたい日本と同じような状況にあるようです。日本でも、そのような議論がされています。どうもありがとうございました。

なぜ意匠のことばかり質問するのかとお感じになっている方もおられると思いますので

別の問題ですが、台湾の法制度で非常に特徴的だと思ったのは、特許権侵害について刑事罰を廃止することにした点です。日本ではむしろ逆の方向にありまして、つい最近の特許法の改正でも刑事罰を重くする。そして、日本の改正の特徴は、特許権侵害罪は懲役刑を科する。もう一つ、罰金刑を科しますが、懲役と罰金を併せて科することもできるとなっています。

罰金刑を併科するのは、懲役刑を科すると刑務所に入ってしまうえば権利侵害者が財産的な負担をしないでいい。執行猶予が付けば刑務所に入らなくて、財産的負担もしなくて済んでしまう。それではまずいということで、懲役刑と罰金刑を併科する方向になっています。それは特許権侵害罪だけではなくて、すべての知的財産権の侵害罪に共通する刑事制度になりつつあります。このことについてどうお感じになるか、感想で結構です。どなたでも結構ですが、お尋ねしたいと思います。短くて結構です。日本は遅れているなどか、(笑)逆方向に進んでいるのではないかとか、その程度で結構ですが。

○周 台湾の知財権の保護についてですが、アメリカからのプレッシャーが以前から非常に重かったのです。現在、刑事罰の廃止を行っています。アメリカは反対でした。「重くするべきだ」と言っています。

しかし、台湾では廃止しました。台湾でも同じように多くの議論がありましたが、裁判所の立場から言えば、量刑は非常に軽かったのです。知的財産権は個人の財産なので、なるべく刑事罰を与えないようにと考えていました。台湾の裁判所はこのように考えており、特許法に関して、刑事罰を廃止することには賛成です。しかし、知的財産権者に対して十分な賠償を与えられなかったということについて、裁判所としては、改善しなければならないと考えています。

台湾では、知財権の刑事訴訟において、執行猶予の判決が下された場合、罰金の併科は

規定されていないため、侵害を抑止する効果はゼロに近いです。もっとも、7月1日から台湾の刑法は改正案の発効によって執行猶予の規定が大幅に変わり、渋谷先生がおっしゃったのと似たような状況になりました。執行猶予に公での謝罪や被害者に支払う懲罰金を加える判決がとれるようになります。しかし現状では、5年の執行猶予期間に再犯しない限り、犯罪者に何の処罰も与えないので、再犯に対する抑止力はゼロに近いのです。ですから、犯罪に対して刑罰の抑止力が欠けているという問題について、台湾は反省しなければなりません。

○謝 補足すると、刑事罰の廃止の問題は、特許法において1994年に最初に刑事罰の廃止の動きが始まりました。先ほども述べましたが、権利者は侵害に関して刑事責任を求め、検察官は被告に関して様々な捜査をし、没収、製品の押収などが行われてきました。本当に特許権の侵害にあたるのかどうかよく分からない状態で、そのようなことが行われたのです。検察官は、特許権者側の主張や、他人に作成してもらった特許権の鑑定報告に基づいて押収を求めたのです。特許に関連する製品について、そのような状況があったのです。

メーカー側は、検察官が「このような訴えが出ている」ということで輸出予定の製品を押収すると輸出ができなくなります。そうすると相手方に対しても契約違反だということになってしまい、輸出ができなくなる結果、資金繰りも立ち行かなくなり、会社自体の経営が困難となります。そのようなケースですが、本当に特許権の侵害にあたるのかどうかについては、明確な結論は出ていないのです。最終的な訴訟の結論として、被告側が勝った場合にどうしますか、ということなのです。場合によっては、被告が特許権者の権利の取消しを求めることもあります。

被告は検察官が捜査をしたり押収したりしたことで被った損害の賠償は、誰に対しても請求できません。特許権者は「私が捜査した

のではない。検察官がやったことですから」と言い逃れるのです。検察官は、「特許権者が訴えてきた。特許権侵害の疑いがあるということで鑑定報告を見て、知財局が発行した特許証書を持ってきたからやったのだ。もし捜査しなかったら特許権者側に訴えられるのだから、公務員として押収ぐらいは当たり前だ」と検察官は言います。こうやって、検察官は製品を押収したりします。

では、もし特許権が取り消されたら、特許審査官に対して損害賠償を請求することはできるでしょうか。仮に審査官に請求できれば、だれも審査官の仕事に仕えないでしょう。これまで、確かに被告側が審査官を訴えたことがありました。国家賠償を求めたケースもありますが、敗訴しました。このような状況の下で刑事制度があるので、特に検察官が公権力を持って紛争に介入してくると、被告は捜査を受けたり、押収されたり、いろいろな損害がありますが賠償請求はされません。これはきわめて不公平な現象だという意見が多かったのです。それで、刑事処罰の廃止につながっていきました。

報告でも述べましたが、特許権者は当然保護されなければいけないので、民事の面で損害賠償金額を2倍、3倍にもしています。実際には、それでも損害賠償は高くないと言われています。諸国に比べたら台湾の場合はずっと低いのです。

挙証責任の問題もあります。権利侵害をされた人は、自分たちがどのような損害を被ったのかを証明しなければいけません。自分の権利を侵害することで相手はどのような利益を得たかも証明しなければならないのです。

これまで被告が権利者に何らかの賠償をすることも、様々な困難が伴いました。今回、特許法では懲罰的な損害賠償を盛り込みましたが、損害賠償は損害を補填するという意味で、ペナルティというのはおかしいのではないかという言い方をする人もいます。ただ、過去の判決の結果を見ると、一般的には原告

である権利者の損害が補填される程度の賠償額に止まっています。それは、たとえば、侵害者にすべての損害を賠償させるための挙証責任を100%とすると、権利者が20%、30%それとも40%しか証明できなければ、証明できる損害だけに対して賠償されるので、賠償額は損害が補填される程度までには達していないということでしょう。このような状況を前提に考えると、懲罰的な損害賠償の運用によって、権利者にはより高額な賠償が与えられたとしても、その金額はむしろ実際の損害額に近く、懲罰とはいえないでしょう。

○高林 ありがとうございます。時間が迫っていますので、できるだけ早くお願いします。

○徐 一つ、考え方を申し上げたいと思います。私も弁護士のことですが、国内の裁判所では私は被告の弁護士にしかなれません。なぜかという、外国の特許権者は台湾で訴訟を起こさないのです。アメリカなどで台湾の会社を訴えるのです。台湾では損害賠償がもらえないからそういう訴訟は行わないのです。現在、台湾は国際化に向かっており、裁判もグローバル化しています。アメリカのテキサス州で台湾企業が告訴されましたが、あちらでも裁判を行っているのです。また、たとえば94年から2006年の間に、非常に大きな変化が現れています。以前は、多くの資料が収集できなかったのですが、いまはインターネットで様々な資料を収集することができます。

同様に裁判所も現在、非常に大きく変わってきています。以前は仮処分を申請すれば命令を簡単に出してくれるのですが、現在は弁論を行ったり、侵害事件なら裁判所でパワーポイントなどをつくって裁判官に見せたり、いろいろと説明しなければなりません。いまは非常に変わってきているのです。これからも多くのことをよく考えて、変えていく必要があるかと思います。台湾はいま全世界の競争に直面しています。日本と同様に非常

に厳しい状況にあり、他の国との競争に直面しているのです。

○渋谷 どうもありがとうございました。実情にまで踏み込んで、ていねいな説明をしていただきました。それでは最後になりますが、台湾の新しい知財関係の裁判制度についてご質問したいと思います。質問は聴講に来られている知的財産高等裁判所の三村判事をお願いしたいと思いますが、お願いできますか。

○三村 ご紹介にあずかりました知的財産高等裁判所の三村です。突然のご指名でしたので十分、職責を。

○渋谷 いえ、これは突然ではなく、始まる前に「振るぞ」と言っておきました。(笑)

○三村 それはそうですが。(笑) 今日、初めてという意味です。質問というか、先ほどのご説明だと、台湾では現在のところ、大法官会議では別ですが行政訴訟・民事訴訟・刑事訴訟は最高法院と最高行政法院という二つのかたちで一番上の審級があるということでした。

その関係で、先ほどのご説明では知的財産法院という新しい裁判所をつくった場合でも、その上の判断は最高法院と最高行政法院のかたちで二つの最高裁判所が併置されることとなります。そうすると、特許の有効、無効の話と侵害、不侵害の話が、いったん一つにまとまったものがもう一度上で分かれることとなります。そのへんについては、議論されているのでしょうか。

○周 はい、そうです。上の方にいくと、また二つに分かれます。知財権に関するものは知的財産法院に行きますが、更に上にいくと二つのルートに分かれます。

○三村 そうすると、現在では行政事件は全然別のルートになっている。別のかたちで言うと、知的財産関係の行政訴訟だけは知的財産法院で民事、刑事と同じかたちで行うこととなります。いままで行政法院がやっていたことを知財法院がやることで、いままで行政しかやっていなかった裁判官が行うという点

で、人事の交流などの見直しはある程度されたのでしょうか。

○周 司法院の考え方ですが、知的財産法院の6人の裁判官のうちの3名は、将来、いまの高等行政法院から知的財産法院へ来ることになっています。その3名は特許や商標などの事件を取り扱っていますが、その他の知財裁判所の裁判官は、一般の民事事件などを審理していた裁判官がこちらの事件を取り扱うことになります。

○三村 前提としてお聞きすべきだったかもしれませんが、現在の裁判所のシステムの中では、ちょうどドイツの裁判所と同じように、民事、刑事を行う裁判官と行政事件を行う裁判官は人事的には別々で、あまり交流がない状態で執務しているという理解でよろしいですか。

○徐 そうです。いまは分かれています。台北高等行政法院には6人の裁判官がおり、二つの裁判所ホールがあります。彼らは知的財産権の事件に関しては非常に詳しく、専門的な裁判官です。

○三村 いまのご説明だと、現在でも行政法院の裁判官は普通の高等法院や地方法院に転勤することはないということです。これから先、知的財産法院がつくられたときには知的財産法院の裁判官はずっとそこで執務し、ほかの裁判所との人事交流、人事異動はないという前提でおつくりになるという理解でよろしいのでしょうか。

○周 基本的には別々です。知的財産法院の裁判官として、高等法院、行政法院から知的財産法院に來る場合には、基本的に知的財産法院で10年、15年は執務してもらうことになると思います。その結果、最後に最高法院に移ることがあるかもしれませんが、基本的には異動せずにやってもらうことになります。

○三村 基本的には、ドイツ型の裁判所の構成や裁判官人事と同じようなかたちでつくられることが分かりました。日本の場合、人事

上はそこまで硬直的なかたちになっていない。どういうかたちで運用していくかは議論のあるところですが、制度としてはそこまでなっていないということで、違いがよく分かりました。どうもありがとうございました。

○渋谷 三村判事、どうもありがとうございました。そろそろ時刻がまいりましたので、終了しなくてははいけません。今日は3人の方々に大変有益なお話を伺うことができました。ディスカッションをお聴きになって参加されている方はおわかりだったと思いますが、非常に実質的な話し合いをすることができたと感じています。大変喜んでおります。それではご参加の皆様方、報告されたお三方に厚く御礼申し上げます。どうも今日は大変ありがとうございました。

○高林 私は事務的なことですが、本日は雨の中、日曜日、午前中という悪条件が重なった中でしたが、台湾から3名の先生に来ていただき、かつ渋谷先生、竹中先生にも加わっていただき、台湾の知的財産制度および訴訟について知識を共有できたことを大変うれしく思います。

なお、私たちは特許庁からお金をもらって東アジアにおける知的財産紛争処理の実態調査を行い、その結果の報告書を謝先生に書いていただいたものも含めて、私たちRCLIPのウェブページに張り付けてただで読めるようにしてあります。

今日のところでご疑問だったところについては、そちらも参照していただきたいと思いますが、本日の結果はまたテープ起こしをして紙媒体に公表していく予定にしています。そちらについても、注目していただきたいと思います。

本日はこういう状況下にかかわらず実りのある議論ができたことを感謝し、パネラーの方々にもう一度拍手をお願いしたいと思います。それでは、これで終わります。本日はありがとうございました。

注

- 1 判例データベース構築事業については、<http://www.2lcoe-win-cls.org/rclip/>を参照。現在、台湾の判例は300件を掲載している。また、知的財産法紛争解決に関する実態調査研究については、その研究成果の概要につき、高林龍「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査」知財権フォーラム66号（2006年8月）10頁、研究報告書については、高林龍編集代表『平成17年度特許庁研究事業 大学における知的財産権研究プロジェクト研究成果報告書』（平成18年3月、比較法研究所）参照。報告書は、その全編を以下でも公開している。URLアドレス（2006年10月31日現在）：<http://www.2lcoe-win-cls.org/rclip/activity/pdf1.html>
- 2 日本知財学会編『日本知財学会第四回年次学術研究発表会講演要旨集』38-39頁（2006年6月）参照。
- 3 判例データベースのURLアドレスは以下のとおり。URLアドレス（2006年10月31日現在）：http://www.2lcoe-win-cls.org/rclip/db/search_form.php
- 4 「平成17年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」第2回アジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理（中国編）』（2006年2月17日、於・弘済会館（四ツ谷））。
- 5 「平成17年度特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」第1回アジアセミナー『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理（タイ王国編）』（2005年10月12日、於・早稲田大学20号館大隈会館201・202室）。
- 6 特許法41条（2003年改正前）の削除。
- 7 特許法97条乃至99条。以下、単に特許法という場合、2003年2月6日改正公布、2004年7月1日施行の特許法のことをいう。なお、日本の特許庁のウェブサイト（<http://www.jpo.go.jp/>）において、邦訳が公開されている。URLアドレス（2006年10月31日現在）：http://www.jpo.go.jp/shiryous_s_sonota/fips/
- 8 特許法125条、126条、128条及び129条（2003年改正前）の削除。
- 9 特許法24条第1号。
- 10 特許法27条。
- 11 特許法52条参照。2003年法改正前の本条に対応する特許法51条（1997年改正前）では、外国人が特許権の延長を申請する場合、二国間の互恵条約又は協定が締結されていなければならなかったが、1997年改正により撤廃された。
- 12 特許法56条参照。1997年改正前は、外国人が輸入権を主張する場合、二国間の互恵条約又は協定が締結されていなければならなかった。
- 13 特許法22条。
- 14 2003年改正前の特許法41条の削除。
- 15 特許法36条。
- 16 特許法40条。
- 17 特許法37条1項。
- 18 特許法37条4項。
- 19 特許法27条。
- 20 特許法97条乃至99条。
- 21 特許法103条。
- 22 特許法104条、105条。
- 23 特許法85条。
- 24 特許法56条。
- 25 特許法26条。
- 26 商標法5条。以下、単に商標法という場合、2003年4月29日改正、2003年5月28日公布、2003年11月28日施行の商標法のことをいう。なお、日本の特許庁のウェブサイト（<http://www.jpo.go.jp/>）において、邦訳が公開されている。URLアドレス（2006年10月31日現在）：http://www.jpo.go.jp/shiryous_s_sonota/fips/
- 27 商標法23条1項4号。
- 28 商標法（2003年改正前）22条の削除。
- 29 商標法23条1項12号。
- 30 商標法62条。
- 31 商標法17条。
- 32 商標法40条。
- 33 商標法72条。
- 34 著作権法3条1項5号。以下、単に著作権法という場合、2006年5月5日改正、2003年5月30日公布、2006年7月1日施行の著作権法のことをいう。2003年改正法の邦訳については、増山周訳『外国著作権法令集（36）—中華人民共和国編・台湾編—』（社団法人著作権情報センター、2006年3月）125頁以下に掲載されており、社団法人著作権情報センター（<http://www.cric.or.jp/>）のウェブサイトでも公開されている。URLアドレス（2006年10月31日現在）：<http://www.cric.or.jp/gaikoku/taiwan/taiwan.html>
- 35 著作権法3条1項10号、26条の2。
- 36 著作権法3条1項12号、22条3項、4項、28条の2。
- 37 著作権法3条1項18号、80条の2、3。
- 38 著作権法3条1項17号、80条の2、3。

- 39 刑法における連続犯の規定が削除されたことに伴い、2006年5月5日改正、2006年5月30日公布、2006年7月1日施行の著作権法により、連続犯の特別形態である著作権法の常業犯の規定が削除された（著作権法94条）。
- 40 本公演録の中国語の翻訳部分では、原則として、中国語で「裁判所」を意味する「法院」という用語について、訳語の統一という観点から、各種法院の訳語として用いる場合には、「法院」という語をそのままあてている（最高法院，最高行政法院，高等法院，地方法院等）。
- 41 最高行政法院判決民國91年8月23日91年度判字第1539號（なお，民國暦は西暦年から1911年を引いた数である）。脚注42を参照してほしいが，早稲田大学のデータベースで検索できる判例については，早稲田大学のデータベースで出典を表示している。そうでないものは，本脚注のように，判決原文の書誌事項を示している（但し，司法院のデータベースから書誌事項が検索できなかったものについては，当日配布された資料に記された判決年月日のみを記載した）。
- 42 The Administrative Court No. 807/2000 March 23, 2000.早稲田大学のデータベースで検索できるものについては，上記のように，裁判所名，事件番号（番号/西暦年），裁判年月日によって事件を示した。さらに詳しい書誌情報については，データベースを参照されたい。なお，対応する判決の原文に当たる場合，台湾の司法院ウェブサイトから検索することができる。URLアドレス（2006年10月31日現在）：<http://nwjirs.judicial.gov.tw/Index.htm>
- 43 The Administrative Court No. 1/2000 January 6, 2000.
- 44 The Administrative Supreme Court No. 144/2003 February 13, 2003.
- 45 The Administrative Court No. 2496/1997 October 16, 1997.
- 46 行政法院判決民國86年10月3日86年判字第2408號。
- 47 臺北高等行政法院判決民國90年5月10日89年度訴字第67號。
- 48 最高行政法院判決民國91年8月23日91年度判字第1539號。
- 49 最高行政法院判決民國90年10月18日90年度判字第1883號。
- 50 The Administrative Supreme Court No. 887/2004 July 9, 2004.
- 51 最高行政法院判決民國90年10月18日90年度判字第1797號。
- 52 行政法院判決民國87年1月16日87年度判字第77號；行政法院判決民國86年12月23日86年度判字第3219號。
- 53 民國92年5月18日。
- 54 行政法院判決民國87年3月13日87年度判字第403號。
- 55 最高行政法院判決民國90年11月9日90年度判字第2078號。
- 56 行政法院判決民國87年10月30日87年度判字第2165號。
- 57 最高行政法院判決民國90年12月21日90年度判字第2507號。
- 58 最高行政法院判決民國94年4月7日94年度判字第509號。
- 59 最高法院民事判決民國90年4月26日90年度台上字第729號。
- 60 最高法院民事裁定民國94年4月15日94年度台上字第679號。
- 61 最高法院民事判決民國89年6月9日89年度台再字第46號。
- 62 登録番号（註冊/審定號）01149961（左の番号を，經濟部智慧財產局（<http://www.tipo.gov.tw/>）の商標検索システムに入力することにより，検索することができる。なお，画面表示は繁体字である。URLアドレス（2006年10月31日現在）：http://tipo.hinet.net/TIPO_DR/BooleanIPO.html
- 63 上記ではその一部を表示している。
- 64 登録番号（註冊/審定號）01146764。
- 65 登録番号（註冊/審定號）01126814.本誌では白黒で印刷されており分かりにくいと思われるため，商標公報の図案の説明部分を紹介しておくと，「本件は，色の組み合わせからなる商標である。図案上の点線部分の形は，商標の一部に属しない。その色は白，藍，緑の3色の組合せからなる；白色が上にあり図案全体の2分の1を占める。藍色は図案の中にあり，図案の4分の1を占める。緑色は最下に位置し，図案の4分の1を占める」と説明されている。
- 66 最高行政法院判決民國89年10月12日89年度判字第2917號。
- 67 The Administrative Court No. 2384/2000 June 27, 2000.
- 68 最高行政法院判決民國94年6月16日94年度判字第838號。
- 69 最高行政法院判決民國93年5月6日93年度判字第555號。
- 70 最高行政法院判決民國92年8月14日92年

- 度判字第1066號。
- 71 登錄番号（註冊/審定號）01174167。
- 72 最高行政法院判決民國94年4月28日94年度判字第128號。
- 73 登錄番号（註冊/審定號）872839。
- 74 最高行政法院判決民國94年5月19日94年度判字第660號。
- 75 最高行政法院判決民國94年3月17日94年度判字第356號。
- 76 最高行政法院判決民國93年12月16日93年度判字第1594號。
- 77 最高行政法院判決民國93年7月22日93年度判字第924號。
- 78 The Supreme Court No. 1362/2004 July 8, 2004.
- 79 The Supreme Court No. 53/2004 February 13, 2004.
- 80 The Supreme Court No. 2368/2003 May 1, 2003; The Supreme Court No. 1645/2004 March 31, 2004.
- 81 民國93年12月9日。
- 82 最高法院民事裁定民國94年4月28日94年度台上字第744號；最高法院民事裁定民國94年3月10日94年度台上字第405號（The Supreme Court No. 405/2005 March 10, 2005）。
- 83 最高法院刑事裁判民國92年4月3日92年度台上字第1664號。
- 84 The Supreme Court No. 940/2002 May 16, 2002.
- 85 The Supreme Court No. 1462/2003 March 21, 2003.
- 86 The Supreme Court No. 1372/2003 March 20, 2003.
- 87 臺灣高等法院刑事判決民國95年5月9日93年度上更（一）字第275號。
- 88 Taipei Administrative High Court No. 1214/2005 August 11, 2005.